

労働保険事務組合に事務委託をした事業主の皆様へ



労働保険料の確定精算手続きが必要です！

労働保険事務組合に事務委託をしましても、委託前の労働保険番号については事業主様自身で確定精算をして頂く必要があります。

確定精算の手続きをするには、労働局又は労働基準監督署に労働保険確定保険料申告書の提出が必要になります。

精算期間 (事務委託時の特別加入の有無で変わります)

【特別加入が有る場合】

委託をした年度の4月～委託日の前日までの分

↑労働保険事務等委託書参照

【特別加入が無い場合】

委託をした年度の4月～委託をした年度の3月末の分

ご不明な場合は委託した事務組合にお問い合わせ下さい

<労働保険確定保険料申告書作成時の注意点>

- ・③事業廃止年月日欄：委託年月日の前日又は3月31日の日付を記入してください。
- ・④事業廃止理由欄：「②（事務組合委託）」を○で囲んでください。
- ・確定保険料欄のみ記載し、概算保険料欄については記載しないでください。
(誤って記載すると二重払いになるケースがあります)

申告手続きにご不明な点等がございましたら、
お手元に委託前の労働保険番号をご用意のうえ
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
(06-4790-6340) までお問い合わせください



労働保険確定保険料申告書の手続きを行っていただくと、委託前労働保険番号の労働保険料の精算手続きが完了致します。

下記のとおり申告します。

申告書

継続事業

(前年度継続事業を含む。)

【記入例】

R4.4.1事務委託の場合

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

年 月 日

あて先 〒540-0028

大阪市中央区常盤町1丁目3-8

中央大通F Nビル17階

大阪労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

(注2)(注1)

石綿による健康被害の救済に関する法律第25条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 270000000000 -

※各種区分

管轄(2) 111 業種 9416 産業分類

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

9-04-03-31

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理由コード

2 1

確定保険料算定内訳	⑦ 区分	算定期間 3年4月1日から 4年3月31日まで	
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率
労働保険料	労働保険料	12.00	11700
	労働保険料	3.00	3600
	雇用保険法適用者分	900	
	高年齢労働者分	0	
	保険料算定対象者分	900	8100
一般拠出金	1200	0.02	24

概算・増加概算保険料算定内訳	⑩ 区分	算定期間 年月日から 年月日まで	
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率
労働保険料			
労働保険料			
雇用保険料			

令和4年4月1日～

●●●事務組合へ委託

(委託後の労働保険番号 27301900000-001)

※読み取り部分となるため赤字でご記入ください。

⑮ 申告済概算保険料額	20,000	⑰ 申告済概算保険料額	円
⑱ 差引額	24	⑲ 増加概算保険料額	円
還付額	8276		

→還付金が発生した場合は別途「還付請求書」を提出してください

⑳ 全期又は第1期	㉑ 第2期	㉒ 第3期	㉓ 事業又は作業の種類	㉔ 保険関係成立年月日
㉕ 加入している労働保険	㉖ 特掲事業	㉗ 事業主	郵便番号	電話番号
所在地	名称	住所	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8	株式会社 ●●●●●
		氏名	代表取締役 ●●●●●	